

○厚生労働省告示第八十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれ のないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は 、次に掲げる物質とする。	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれ のないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は 、次に掲げる物質とする。
四十 一 七 九 一	削 る シ ン ナ ム アル デ ヒ ド (略)	三十 三 三 十九 三 十 二 (略)	三十 三 三 十九 三 十 二 (略)
四十一 七 九 一	(新設) (略)	三十三 三 十四 四 十 (略)	三十三 三 十四 四 十 (略)